



平成 23 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 岡本硝子株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡本 毅
(JASDAQ・コード 7746)
問合せ先 執行役員総務人事部長 秋山 仁志
電 話 04-7137-3111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 25 日開催予定の当社第 65 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役の事業年度に関する責任をより明確にし、変化の激しい経営環境に迅速に対応するため、取締役の任期を現行の 2 年から 1 年に短縮するものであります。
- (2) 社外取締役及び監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第 23 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期) 第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第 31 条 (現行どおり)</p> <p>② <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除) 第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除) 第41条 (現行どおり)</p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>

3. 日程

取締役会決議	平成 23 年 5 月 27 日
定時株主総会開催日	平成 23 年 6 月 25 日
効力発生日	平成 23 年 6 月 25 日

以 上